令和８年１１月１１日
障　害　福　祉　部
障 害 施 策 推 進 課

民間空襲等被害者見舞金支給事業の取り組み状況について

１　主旨

本事業は、令和８年４月１日から９月３０日を第二次申請期間として申請受付をし、期間中における申請者を対象に１０月２０日に第二回民間空襲等被害者見舞金審査会（以下、「審査会」という）を開催したため、その審査結果について報告する。

２　審査会について

世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例第６条に基づく審査会の委員は、学識経験者１名、医師２名からなる下表のとおり。

※「◎」が会長

氏名	役職・所属等
◎吉田　裕	一橋大学名誉教授　東京大空襲・戦災資料センター館長
山口　潔	ふくろうクリニック等々力 理事長
武田　充弘	地域ケアこころの診療所 院長

３　第二次申請期間における周知方法、申請受付・認定等の件数

・周知方法

本年７月のせたがや未来の平和館における企画展「空襲被害とその影響を受けた人々」のタイミングに合わせ、区のおしらせ、区ＨＰ等の活用、せたがや未来の平和館はじめ区内各施設へのチラシ配架及び民生委員、区社会福祉協議会、あんしんすこやかセンターや介護事業者のケアマネジャーなどへの再周知とともに、高齢者クラブを通じた広報や商店街や公衆浴場への広報を加えるなど、実効性の高い周知先を広げ積極的な広報を行った。

・問合せ件数　　約１０件

（内語り部希望者数　１件　※語り部への関心有と申出があった件数、なお、本事業の申請対象者ではない。）

・申請受付件数　　５件

・認定件数　　４件　※１件は、戦時災害との因果関係があると推定できないとの理由で却下

４　第三次申請期間の対応について

・日時　令和８年１０月１日～令和９年３月１９日

対象者が高齢であり、電子媒体等を通じての周知が届きにくい可能性を考慮し、せたがや未来の平和館での周知啓発等、連携を継続していくとともに区内各施設へのチラシ配架、区ＨＰ等も活用しつつ、引き続き申請を受け付けていく。

語り部希望者は、適宜、区や傾聴相談で丁寧に聞き取りの上、せたがや未来の平和館へ繋いでいく。期間中の申請者を対象に３月中に審査会を開催し、速やかに支給決定者へ見舞金を支給していく。

5　今後のスケジュール（予定）

令和９年　３月１９日　第三次申請期間終了（申請受付最終締切）
第三回審査会
４月　見舞金支給（第三次申請期間申請者）

※本事業について、令和９年度も引き続き周知を継続して、申請があった場合、半期に一度、審査会を開催し、支給決定された方に対して見舞金を支給する。